



画面デザインの海外出願

～ 日本企業の出願事例にみる
画面デザインの海外出願の動向 ～

[知財情報戦略室]

弁理士 ■ 野間 悠

1 はじめに

日本国では、平成18年の意匠法の改正において、画面デザインの保護拡大が図られました。すなわち、電子機器の表示画面に映像として表示されるデザイン（所謂GUIのデザイン、以下「画面デザイン」という）について、物品の用途及び機能を実現するために表示される画面（画像）を保護することができるようになりました。

一方、海外における画面デザインの保護はどのようになされているのでしょうか。

日本企業にとって、海外市場は益々重要性を増しています。そこで、日本国意匠法の改正から5年経った現在、主要な地域である欧州及び米国への日本企業による出願の動向や戦略を見て取るため、日本企業による日欧米三極での登録事例を調べました。

なお、市場として同じく重要になってきている中国やインドについては、残念ながら画面デザインの保護法制がないため、調査対象外としました。

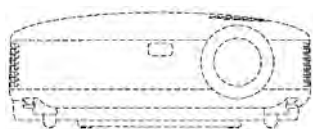
各国事例においては、原則として、物品名 登録番号 図面 簡単な解説、の順番で記載しています。

2 事例1

【日本国出願】

プロジェクター

登録第1353068号



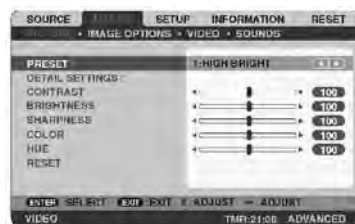
図表1



図表2

この登録例においては、日本国意匠実務に則って、プロジェクター筐体の6面図を破線で表して提出しています(図表1=正面図)。そして、権利化を図りたい画像を「画像図」として出願しています(図表2)。

なお、本件には、画像が移り変わる状態の図が計4図、「変化した状態を示す画像図」として提出されています(図表3はその一例で、カーソルが移動している)。



図表3

また、この出願人は、画面デザインについて、本件の他に同日に15件の意匠出願を行っています。

【欧州出願】

Screen displays

000794821-0001



図表4

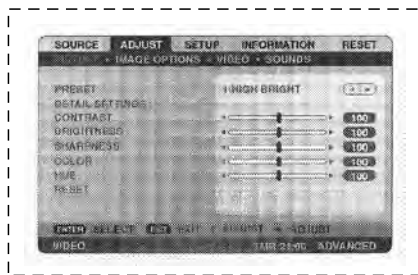
本件は、上記の日本国出願を基礎とした優先権主張を行って出願されています。

図面を見ると、いくつか特徴があります。まず、日本のように筐体の図面は提出されていません。また、画面の縁(図表2においては破線で表されていた枠)も表していません。また、日本国出願に含まれていた変化の様相(図表3など)は、一意匠として含まれています。

なお、本件のほか、000794821-0002 000794821-0003という意匠も出願しています（欧州は多意匠一出願が可能であるため、一出願されています）。日本で出願した16件の意匠の中から欧州での実施が見込まれるものに絞った出願を行ったと考えられます。

【米国出願】

Projector screen with an image
D574,396



図表 5

本件も、日本国出願を基礎とした優先権主張を行って出願されています。

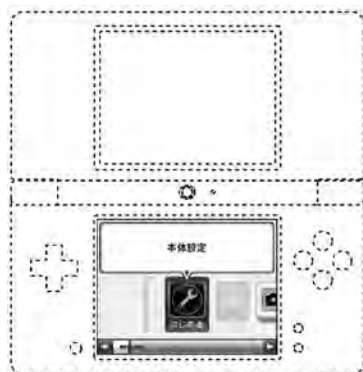
図面を見ると、日本国出願と異なり、筐体の図面は提出されていませんが、画面の縁は表れています。

また、本件の他、欧州出願においても同時に提出されていた他の意匠（000794821-0002 000794821-0003）と同じ意匠が、D589052 D580948として米国においても出願及び登録されています。

3 事例 2

【日本国出願】

携帯用電子計算機
登録 1374287



図表 6

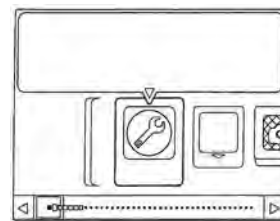
本件においては、正面図（図表6）の他に日本国意匠実務に則って筐体の他の面から見た図面も提出されています。

なお、出願時は、画像が移り変わった態様（カーソル及びアイコンが移動した態様）を一意匠として出願

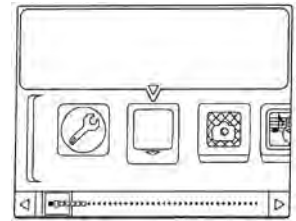
していたようです。しかし、審査の過程において、変化の前後の状態に形態的な関連性が認められず、拒絶理由通知がなされたようです。最終的には、画像が移り変わった態様の各意匠は分割出願がなされています。

【欧州出願】

Screen displays and icons
001128649-0001



図表 7



図表 8

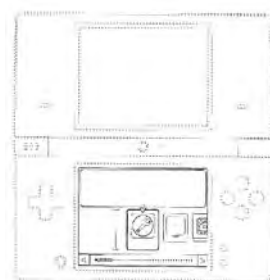
この欧州出願においては、日本国出願ではCG図面であった図面が、線図になっています（図表8）。

また、筐体の6面図は表れておらず、画像図のみが提出されています。

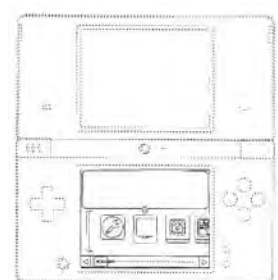
なお、前述の通り日本国出願は最終的には画像が変化したものは一意匠として認められませんでした。欧州では、カーソルが動いた状態である図表8等の意匠（全部で7態様）も一意匠に含まれて登録されています。

【米国出願】

Display with changeable computer-generated icons
D625323



図表 9



図表 10

本件においては、画面部分のみの図面ではなく、筐体部分も含めた図面が提出されています。しかし、背面、平面、底面、右側面、左側面図は、クレーム部分（画面部分）が表れていないため、削除されています。

また、日本国出願のようなCG図面ではなく、線図

になっています。

また、欧州と同じく、変化した7態様全てが1発明として登録になっています。そして、DescriptionにおいてThe subjectmatter in this patent includes a process or period in which an image changes into another image. This process or period forms no part of the claimed designとの記載がなされています。これは、各図の態様はそれぞれクレームしているが、変化のプロセス等自体をクレームしているわけではないということを示しています。

4 事例3

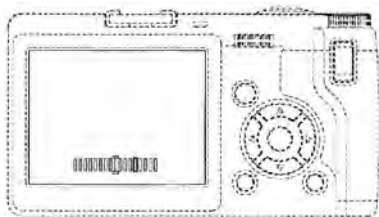
【日本国出願】

デジタルカメラ
登録なし。

欧米出願に優先権番号が記載されているため出願は行われたが、何らかの理由で登録されていない模様。

【欧州出願】

Graphical user interfaces
000918818-0001



図表11

水準器機能を表示する画像が表れている画面部分が権利化部分です。本件は、画像図だけではなく、筐体（破線で表現）も含めた図面となっています。また、変化する態様の権利化は特に図られていません。

【米国出願】

Digital camera display panel with an animated graphical user interface
D604308

図表12



FIG.3



FIG.1

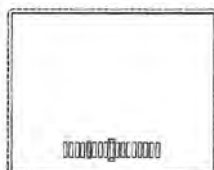


FIG.2

本件においては、欧州出願と異なり、カーソルが変化したそれぞれの態様が1発明として登録になっています（図表12のFIG.1~FIG.3）。

また、事例2と同様にDescriptionの欄に変化の態様はクレーム部分ではない、旨が記載されています。

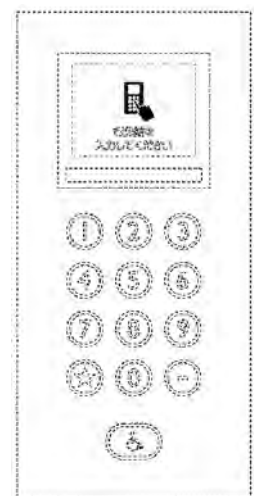
なお、この米国出願においては、いわゆる「画像図」のみが提出されており、カメラの筐体を表した図面は掲載されていませんでした。

5 事例4

【日本国出願】（図表13）

エレベーター用表示器
登録 1363035
出願日：2007年12月28日

図表13



【欧州出願】（図表14）

Graphical user interfaces
000858923-0001
出願日：2008年1月9日

図表14



【米国出願】（図表15）

Monitor screen with an image
D599,818
出願日 2008年1月8日

図表15



これら3国における意匠出願は、いずれも優先権主張を伴わずに独立してなされています。出願日も3国とも相違しています。

欧州と米国の図面は全く同じものを使用していますが、日本は「エレベーター用表示器」という物品の筐体部分も図面に表した態様で登録を受けています。

使用言語の相違があるため、日本国出願の優先権をそのまま主張をして欧米に出願することはできなかつたと見られます。

6 分析とまとめ

(6-1)

まず、意匠に係る物品について見ると、特徴的なのは欧州です。すなわち、欧州の画面デザインは、Graphical user interfacesや、Screen displays iconsのように記載されており、いわゆる「物品」に拘束されていません。例え日本国出願の優先権主張を伴っていても、日本国出願における「物品」を記載する必要はないことがわかります。ただし、欧州共同体意匠制度においては出願時にはほとんど実体的な審査は行われていません。そのため、優先権に関する同一性が審査されているわけではありませんが、現状ではこのような登録例が集積していると言えます。

なお、欧州共同体意匠制度においては、意匠に係る物品の記載は保護範囲に影響を与えないとされており、形態が同様であれば物品が異なっても権利が及びます。

次に、米国においても特徴が見られます。「発明の名称」は、物品名 + with an imageというスタイルになることがわかります。また、必ずしも「日本国出願の物品名」 + with an imageとしなくても、事例2に示すように、日本国出願が「携帯用電子計算機」である場合であっても、「Display with changeable computer-generated icons」という表現で登録が認められている例があります。

(6-2)

次に、図面について見ると、日本が、画面以外の部分（物品の筐体の形状）を例え破線であっても表さなければならぬのに対し、欧州・米国においては必ずしもあらず必要はなく、画像図のみでも登録が認められています。このように、図面については欧州・米国のほうが、かなり自由度が高いといえます。

(6-3)

画像が変化する場合に、その前後の態様が一意になるか否かという点は、調査範囲からは、日本の方が欧米に比べて一意匠と認められにくい傾向にあると見て取れます。

(6-4)まとめ

画面デザインについて、日本の出願人による欧州共同体意匠登録件数は、2011年2月28日現在で173件です。そのうち、日本国出願の優先権主張を伴った出願は50件です。また、日本の出願人による米国意匠登録件数は75件であり、日本国出願の優先権主張を伴った出願はそのうち51件です。

このことから、優先権主張を行わずに欧米に出願されている例が意外と多いことがわかります。

今回の事例1～3にも見られるように、現在、日本企業が外国に意匠出願する際に最も標準的な手法は、まず日本に出願を行い、その優先権を主張して各国に出願するというものです。

しかし、画面デザインは様々な製品のインターフェイスに係るものであるため、各国における言語の相違や、欧米向け製品と日本向け製品のインターフェイスの仕様が大きく異なる場合も少なくないことを考慮すると、各国ごとに優先権主張を行わずに出願したり、米国出願を基礎として欧州出願を行う等の対応をする必要があることがわかります。事例4はまさにそのような例であると言えます。

ただし、優先権を主張しない場合は、各国の出願日が異なる等、管理の面からは煩雑になる可能性がありますし、どのデザインをどの国に出願していくのかといった戦略を早期に立てる必要があります。したがって、現地代理人とのしっかりとしたコネクションや自社での管理体制、戦略立案が非常に重要となります。

以上

記事の問い合わせ先：知財情報戦略室

メール：ipstrategy@soei-patent.co.jp